

なんでも INFORMATION 情報コーナー

太宰府市役所 ☎(921)2121 FAX(921)1601

HP <http://www.city.dazaifu.lg.jp/>

URL <http://twitter.com/DazaifuCity>



太宰府市ツイッター

就学援助申請受付

小・中学校での必要な経費（学用品費や給食費・中学校ランチサービス利用料）を支払うことが困難な世帯を対象に、その費用を援助する就学援助制度があります。

本年度分の受給希望者で未申請の人は、早めに申請をし

お知らせ

市役所以外のお知らせは32ページ

ごみ収集休みのお知らせ

5月3日(木) から 5月6日(日)まで

この期間はごみ収集を休みますので、ごみの持ち出しはできません。

なお、この期間中に、もえないごみ（ビン・缶類）、その他もえないごみ、粗大ごみの持出日となっている区域は、次のとおり翌週に振り替えます。

○5月3日(木)→5月10日(木)

○5月4日(金)→5月11日(金)

○5月6日(日)→5月13日(日)

※ごみ収集休みの期間中、粗大ごみ収集やせん定枝等分別収集の電話予約はできません。

※5月3日(木)のせん定枝等分別収集については、5月2日(水)に収集します。収集予約の締め切りは4月27日(金)の午後4時までです。

問い合わせ 環境課ごみ減量推進係 ☎(内線 361)

筑慈苑(火葬場)の休業日について

筑慈苑では、施設の点検などのため、火葬の休業日を春季および秋季に各1日ずつ設けています。今年の春季の休業日は、5月25日(金)です。なお、葬祭施設および霊安室については、通常どおり利用することができます。

問い合わせ 筑慈苑受付窓口 ☎(926) 1892
環境課環境保全係 ☎(内線 308)

てください（4月1日に遡及して認定できる人は、5月11日(金)までに申請をされた場合となります）。

対象

- ・児童扶養手当の支給を受けている世帯（証書を持参ください）
- ・市民税非課税の世帯
- ・生活保護の廃止通知を受けたが、なお生活に困っている世帯
- ・経済的理由などで援助が必要と認められる世帯

平成30年工業統計調査を実施します

経済産業省が主体の工業統計調査を6月1日現在で実施します。

※太宰府市立以外の小・中学校に通っている市内在住者も支給対象です。
※認印、振込希望口座がわかる通帳などを持参してください。

問い合わせ 学校教育課 義務教育係 ☎(内線 469)

国民年金Q&A

工業統計調査は我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく報告義務がある重要な調査です。調査結果は中小企業施策や地域振興などの基礎資料として活用されます。調査票へのご回答をお願いします。

問い合わせ 経営企画課 企画政策係 ☎(内線 535)

Q 会社を退職した場合、年金

の手続きはどのようにしたらよいですか。
A 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の人は、厚生年金保険や共済組合などの公的年金制度に加入している人を除き、国民年金への加入手続きをしなければなりません。

会社を退職した人は、国民年金第1号被保険者（自営業者、学生、フリーター、無職者など）の加入手続きを居住する市区町村の国民年金担当窓口で行ってください。

また、配偶者が第3号被保険者（厚生年金加入者に扶養されている配偶者）である場合は、あわせて第1号被保険者への種別変更手続きが必要です。

手続きの際には、マイナンバーカード（通知カード）もしくは年金手帳、印鑑、退職日のわかる書類（離職票または雇用保険受給資格者証、厚生年金資格喪失証明書など）が必要となります。

問い合わせ 国保年金課国保年金係 ☎(内線 306)

○ちくし女性ホットライン ☎(513)7335

月・水・木・金曜日 正午～午後7時/土曜日 午前10時～午後5時

○男性DV被害者のための相談ホットライン ☎(571)1462

水・木曜日 午後5時～8時/金曜日 正午～午後4時

◆DV相談

(全て祝日、年末年始を除く)

相談

毎年5月12日は「民生委員・児童委員の日」です。支え合う 住みよい社会 地域から

民生委員・児童委員は、心配ごと、悩みごとを抱えた人の相談に応じ、内容に応じて適切な支援機関への「つなぎ役」となります。主任児童委員は子ども子育てに関することを専門に活動しています。次のようなことでお悩みの人、不安をお持ちの人は、どうぞお気軽に地区の民生委員・児童委員、主任児童委員へご相談ください。

生活困窮者への生活の困りごと相談窓口を開設しています

本市では、次のような支援を行います。

〈自立相談支援事業〉

○あなただけの支援プランを作ります

経済的に困窮し、生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずはご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒を考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

〈住居確保給付金〉

○家賃相当額を支給します

離職などから住居を失った人、または失う恐れのある人には、就職に向けた活動を支援する条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

〈就労準備支援事業〉

「社会との関わりに不安がある」「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な

人に対し、就労準備支援を行います。

・相談者に税・保険料や公共料金に滞納があれば支払い方を一緒に考えます。

・さまざまな問題に対し相談者が孤立しないように社会的なネットワークを活用し支援を行います。

・軽減対象の非自発的失業者は次のいずれの条件も満たす人です。

・平成29年3月31日以降に離職した人

・離職時年齢が満64歳以下の

人に一般の就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

相談受付日は毎週

月曜日、火曜日、木曜日です。

対象者 経済的に困窮している人

（例）

・相談者に税・保険料や公共料金に滞納があれば支払い方を一緒に考えます。

・さまざまな問題に対し相談者が孤立しないように社会的なネットワークを活用し支援を行います。

・軽減対象の非自発的失業者は次のいずれの条件も満たす人です。

・平成29年3月31日以降に離職した人

・離職時年齢が満64歳以下の

人に一般の就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

相談受付日は毎週

月曜日、水曜日、金曜日です。

対象者 経済的に困窮している人

3. 手続きの方法

雇用保険受給資格者証、国民健康保険被保険者証（保険証）、認印、離職した人および世帯主のマイナンバーカードまたは通知カード、届出人の身分証明書（運転免許証・パスポートなど公的機関発行のもの）を持って国保年金課まで申告してください。

※所得の種類・金額によっては、軽減されない場合があります。

※高額療養費等の自己負担限度額も非自発的失業者の前年給与所得を百分の30として国民健康保険税を算定します。

2. 対象者

軽減対象の非自発的失業者は次のいずれの条件も満たす人です。

・平成29年3月31日以降に離職した人

・離職時年齢が満64歳以下の

人に一般の就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

相談受付日は毎週

月曜日、水曜日、金曜日です。

対象者 経済的に困窮している人

3. 手続きの方法

雇用保険受給資格者証、国民健康保険被保険者証（保険証）、認印、離職した人および世帯主のマイナンバーカードまたは通知カード、届出人の身分証明書（運転免許証・パスポートなど公的機関発行のもの）を持って国保年金課まで申告してください。

※所得の種類・金額によっては、軽減されない場合があります。

※高額療養費等の自己負担限度額も非自発的失業者の前年給与所得を百分の30として国民健康保険税を算定します。

2. 対象者

軽減対象の非自発的失業者は次のいずれの条件も満たす人です。

・平成29年3月31日以降に離職した人

・離職時年齢が満64歳以下の

人に一般の就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

相談受付日は毎週

月曜日、水曜日、金曜日です。

対象者 経済的に困窮している人

3. 手続きの方法

※65歳未満かつ離職後2年以上の人で一定の資産収入などに関する要件を満たした人が対象です。

（家計相談支援事業）

○家計の立て直しをアドバイス

家計の収支バランスが崩れている、滞納や負債があるなど、お金に関する不安がある人の相談を相談支援員が受け、相談者が自ら家計を管理できるように支援します。

相談受付日は毎週

月曜日、火曜日、木曜日です。

対象者 経済的に困窮している人

（例）

・相談者に税・保険料や公共料金に滞納があれば支払い方を一緒に考えます。

・さまざまな問題に対し相談者が孤立しないように社会的なネットワークを活用し支援を行います。

・軽減対象の非自発的失業者は次のいずれの条件も満たす人です。

・平成29年3月31日以降に離職した人

・離職時年齢が満64歳以下の

人に一般の就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

相談受付日は毎週

月曜日、水曜日、金曜日です。

対象者 経済的に困窮している人

3. 手続きの方法

雇用保険受給資格者証、国民健康保険被保険者証（保険証）、認印、離職した人および世帯主のマイナンバーカードまたは通知カード、届出人の身分証明書（運転免許証・パスポートなど公的機関発行のもの）を持って国保年金課まで申告してください。

※所得の種類・金額によっては、軽減されない場合があります。

※高額療養費等の自己負担限度額も非自発的失業者の前年給与所得を百分の30として国民健康保険税を算定します。

2. 対象者

軽減対象の非自発的失業者は次のいずれの条件も満たす人です。

・平成29年3月31日以降に離職した人

・離職時年齢が満64歳以下の

人に一般の就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

相談受付日は毎週

月曜日、水曜日、金曜日です。

対象者 経済的に困窮している人

3. 手続きの方法

雇用保険受給資格者証、国民健康保険被保険者証（保険証）、認印、離職した人および世帯主のマイナンバーカードまたは通知カード、届出人の身分証明書（運転免許証・パスポートなど公的機関発行のもの）を持って国保年金課まで申告してください。

※所得の種類・金額によっては、軽減されない場合があります。

※高額療養費等の自己負担限度額も非自発的失業者の前年給与所得を百分の30として国民健康保険税を算定します。

2. 対象者

軽減対象の非自発的失業者は次のいずれの条件も満たす人です。

・平成29年3月31日以降に離職した人

・離職時年齢が満64歳以下の

人に一般の就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

相談受付日は毎週

月曜日、水曜日、金曜日です。

対象者 経済的に困窮している人

3. 手続きの方法

雇用保険受給資格者証、国民健康保険被保険者証（保険証）、認印、離職した人および世帯主のマイナンバーカードまたは通知カード、届出人の身分証明書（運転免許証・パスポートなど公的機関発行のもの）を持って国保年金課まで申告してください。

※所得の種類・金額によっては、軽減されない場合があります。

※高額療養費等の自己負担限度額も非自発的失業者の前年給与所得を百分の30として国民健康保険税を算定します。

2. 対象者

軽減対象の非自発的失業者は次のいずれの条件も満たす人です。

・平成29年3月31日以降に離職した人

・離職時年齢が満64歳以下の

人に一般の就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

相談受付日は毎週

月曜日、水曜日、金曜日です。

対象者 経済的に困窮している人

3. 手続きの方法

雇用保険受給資格者証、国民健康保険被保険者証（保険証）、認印、離職した人および世帯主のマイナンバーカードまたは通知カード、届出人の身分証明書（運転免許証・パスポートなど公的機関発行のもの）を持って国保年金課まで申告してください。

※所得の種類・金額によっては、軽減されない場合があります。

※高額療養費等の自己負担限度額も非自発的失業者の前年給与所得を百分の30として国民健康保険税を算定します。

2. 対象者

軽減対象の非自発的失業者は次のいずれの条件も満たす人です。

・平成29年3月31日以降に離職した人

・離職時年齢が満64歳以下の

人に一般の就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

相談受付日は毎週

月曜日、水曜日、金曜日です。

対象者 経済的に困窮している人

3. 手続きの方法

人に一般の就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

相談受付日は毎週

月曜日、水曜日、金曜日です。

対象者 経済的に困窮している人

3. 手続きの方法

雇用保険受給資格者証、国民健康保険被保険者証（保険証）、認印、離職した人および世帯主のマイナンバーカードまたは通知カード、届出人の身分証明書（運転免許証・パスポートなど公的機関発行のもの）を持って国保年金課まで申告してください。

※所得の種類・金額によっては、軽減されない場合があります。

※高額療養費等の自己負担限度額も非自発的失業者の前年給与所得を百分の30として国民健康保険税を算定します。

2. 対象者

軽減対象の非自発的失業者は次のいずれの条件も満たす人です。

・平成29年3月31日以降に離職した人

・離職時年齢が満64歳以下の

人に一般の就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

相談受付日は毎週

月曜日、水曜日、金曜日です。

対象者 経済的に困窮している人

3. 手続きの方法

雇用保険受給資格者証、国民健康保険被保険者証（保険証）、認印、離職した人および世帯主のマイナンバーカードまたは通知カード、届出人の身分証明書（運転免許証・パスポートなど公的機関発行のもの）を持って国保年金課まで申告してください。

※所得の種類・金額によっては、軽減されない場合があります。

※高額療養費等の自己負担限度額も非自発的失業者の前年給与所得を百分の30として国民健康保険税を算定します。

2. 対象者

軽減対象の非自発的失業者は次のいずれの条件も満たす人です。

・平成29年3月31日以降に離職した人

・離職時年齢が満64歳以下の

人に一般の就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

相談受付日は毎週

月曜日、水曜日、金曜日です。

対象者 経済的に困窮している人

3. 手続きの方法

雇用保険受給資格者証、国民健康保険被保険者証（保険証）、認印、離職した人および世帯主のマイナンバーカードまたは通知カード、届出人の身分証明書（運転免許証・パスポートなど公的機関発行のもの）を持って国保年金課まで申告してください。

※所得の種類・金額によっては、軽減されない場合があります。

※高額療養費等の自己負担限度額も非自発的失業者の前年給与所得を百分の30として国民健康保険税を算定します。

2. 対象者

軽減対象の非自発的失業者は次のいずれの条件も満たす人です。

・平成29年3月31日以降に離職した人

・離職時年齢が満64歳以下の

人に一般の就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

相談受付日は毎週

月曜日、水曜日、金曜日です。

対象者 経済的に困窮している人

3. 手続きの方法

雇用保険受給資格者証、国民健康保険被保険者証（保険証）、認印、離職した人および世帯主のマイナンバーカードまたは通知カード、届出人の身分証明書（運転免許証・パスポートなど公的機関発行のもの）を持って国保年金課まで申告してください。

※所得の種類・金額によっては、軽減されない場合があります。

※高額療養費等の自己負担限度額も非自発的失業者の前年給与所得を百分の30として国民健康保険税を算定します。

2. 対象者

軽減対象の非自発的失業者は次のいずれの条件も満たす人です。

・平成29年3月31日以降に離職した人

・離職時年齢が満64歳以下の

人に一般の就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

相談受付日は毎週

月曜日、水曜日、金曜日です。

対象者 経済的に困窮している人

3. 手続きの方法

雇用保険受給資格者証、国民健康保険被保険者証（保険証）、認印、離職した人および世帯主のマイナンバーカードまたは通知カード、届出人の身分証明書（運転免許証・パスポートなど公的機関発行のもの）を持って国保年金課まで申告してください。

※所得の種類・金額によっては、軽減されない場合があります。

※高額療養費等の自己負担限度額も非自発的失業者の前年給与所得を百分の30として国民健康保険税を算定します。

2. 対象者

軽減対象の非自発的失業者は次のいずれの条件も満たす人です。

・平成29年3月31日以降に離職した人

・離職時年齢が満64歳以下の

人に一般の就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

相談受付日は毎週

月曜日、水曜日、金曜日です。

対象者 経済的に困窮している人

3. 手続きの方法

雇用保険受給資格者証、国民健康保険被保険者証（保険証）、認印、離職した人および世帯主のマイナンバーカードまたは通知カード、届出人の身分証明書（運転免許証・パスポートなど公的機関発行のもの）を持って国保年金課まで申告してください。

※所得の種類・金額によっては、軽減されない場合があります。

人を務める団体であること（個人での応募は不可）

②平成31年3月までに実施すること

③内容が文化芸術振興にふさわしいもの

④本事業において、過去に採択を受けていないこと

※その他にも条件がありますので、市ホームページまたは市内公共施設に置いてある要項をご確認ください。

まで提出してください。

①メール（bunka-g@city.dazaifu.lg.jp）

②郵送（〒818-0101 太宰府市観世音寺一丁目3番1号 文化学習課「ホールイベントアシスト事業」宛て）

③窓口へ持参（太宰府市中央公民館2階）

問い合わせ 文化学習課

☎（921）2101

相談

◆年金相談 毎週月～金曜日 午前8時30分～午後4時30分 国保年金課国保年金係 ☎内線 306

◆家庭児童相談 毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時 子育て支援センター内家庭児童相談室 ☎（924）0084

◆消費生活相談 毎週月～金曜日 午前9時30分～午後4時（日・休日は除く）市役所2階 消費生活相談室 ☎内線 348

◆一般（心配ごと・悩みごと）相談 毎週水・金曜日（第5週を除く） 午前10時～午後3時 総合福祉センター ☎（923）3230

相談

◆市民ホールイベントアシスト事業（貴方のイベントを募集します！） プラム・カルコア太宰府の市民ホールで公演・講演などイベントを行いたい人の企画を応援します。応募の中から選考の上、1団体に支援を行います。

おもしろい企画がある団体は、ぜひ、ご応募ください。

支援内容

①教育委員会との共催事業

②会場施設・付帯設備の無償提供

③舞台操作員代（上限延べ10人分）

④市広報やホームページなどでの広報

⑤市内在住・在勤の人が代表

応募条件

①市内在住・在勤の人が代表

②市内在住・在勤の人が代表

③市内在住・在勤の人が代表

④市内在住・在勤の人が代表

⑤市内在住・在勤の人が代表

⑥市内在住・在勤の人が代表

⑦市内在住・在勤の人が代表

⑧市内在住・在勤の人が代表

⑨市内在住・在勤の人が代表

⑩市内在住・在勤の人が代表

『第41回「歯を守る集い」 ～食と健口づくり フェスタ 2018～』

期日 6月10日(日)
午前9時～午後1時
(受付は正午まで)

場所 プラム・カルコア太宰府
(観世音寺)

※詳しい内容は「広報だざいふ」6月1日号でご案内します。

問い合わせ
筑紫歯科医師会
☎(572)8211
元気づくり課(保健センター)
☎(928)2000

講座・教室 市役所以外の講座・教室は36ページ

読書ボランティア 初級講座

これから子どもたちに読み聞かせの活動を始めたい人や、基本を学びたい人のための講座です。

ご希望の人には講座終了後、活動場所の紹介もします。

日時 5月17日・31日・6月7日の木曜日 午前10時～正午

場所 プラム・カルコア太宰府2階研修室(観世音寺)

対象者 読み聞かせ未経験者

および経験3年以内の人

申込締切 5月13日(日)

定員 15人

申込方法 図書館カウンター

もしくは電話にて

問い合わせ 文化学習課

文化学習係(市民図書館)

☎(921)4646

博多おきあげづくり講座 第2回「一休さん」 受講生募集

博多おきあげは福岡の懐かしい伝統文化です。美しいおきあげ細工を、思いを込めて一緒に作ってみませんか？

日時 7月11日(水) 午前10時～正午

講師 伝統工芸 博多おきあげ職人 清水清子先生

定員 10人

平成30年度 戦没者追悼式のお知らせ

福岡県では、先の大戦における戦没者等の人々に追悼の誠を捧げるとともに、平和を祈念するために開催する下記の戦没者追悼式への参列者を募集します。
また、先の大戦の記憶を風化させることなく次の世代へ継承していくためにも、若い世代(18歳未満)の人々の参列も募集します。

名称	福岡県戦没者追悼式	全国戦没者追悼式
主催	福岡県	政府(厚生労働省)
期日	8月15日(水)	8月14日(火)～15日(水) (2日間)
会場	県立福岡武道館 【福岡市中央区】	日本武道館 【東京都】
募集人員	900人	107人
参加資格	先の大戦における福岡県出身の戦没者および一般戦災死没者の遺族で本県に居住している人(三親等以内の親族を優先)	①先の大戦における戦没者、一般戦災死没者および原爆死没者の遺族で本県に居住している人(三親等以内の親族を優先) ②過去に参加したことのない人 ③2日間の行程に十分耐えられる体力を有し、団体行動がとれる人
参加費用等	無料 (会場までの交通費は自己負担) *参列遺族全員の献花を予定	旅費の一部補助あり 差額は本人負担
市への申込期限	6月7日(木)	6月1日(金)
問い合わせ	福祉課(☎内線363) または 福岡県保護・援護課 ☎(643)3301	○戦没者および一般戦災死没者遺族 福祉課(☎内線363) または福岡県保護・援護課 ☎(643)3301 ○原爆死没者遺族 福岡県原爆被害者相談所 ☎(631)1508

日時 7月11日(水) 午前10時～正午

場所 プラム・カルコア太宰府3階実習室(観世音寺)

内容 季節や時期にあったテーマの作品などを、講師と一緒に作ります。今回は、「一休さん」を作ります。

講師 伝統工芸 博多おきあげ職人 清水清子先生

定員 10人

※人数が一定数に達しない場合は開講中止もあります。

参加費 500円(その他材料費などの実費分2千円程度の負担あり)

対象 市内在住、在勤の人を優先します。

その他 次回は9月開講予定です。募集は7月号の広報だざいふにて行います。

結果通知 5月16日(水)頃発送

申込・問い合わせ 往復ハガキに住所・氏名(ふりがな)・年齢・電話番号を記入し、〒818-0101太宰府市観世音寺一丁目3-1太宰府市中央公民館「博多おきあげづくり講座」一休さん「受講希望係」宛て

☎(921)2101

申込締切 5月11日(金)必着
(応募者多数の場合は抽選)

納期限を守って納付しましょう!!なお、納付書には使用有効期限がありますのでご注意ください。
問い合わせ 納税課(☎内線334、335)